

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社麻花興業	代表者氏名	濱田 直
主たる営業所の所在地	竹原市東野町 267-2		
許可番号	広島県知事許可 (般-29) 第 36475 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業, とび・土工工事業, 石工事業, 鋼構造物工事業, 舗装工事業, しゅんせつ工事業, 水道施設工事業, 解体工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年3月31日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 営業停止命令			
1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 営業の停止を命じる期間 令和2年4月15日から令和2年4月17日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>株式会社麻花興業, 同社の代表取締役及び同社の従業員は, 共謀の上, 平成29年12月11日, 竹原市内の土地において, 廃棄物である木くず, コンクリート殻等合計約7.2立方メートルを土中に埋めた。</p> <p>このことにより, 同社, 同社の代表取締役及び同社の従業員は, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により竹原簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円, 罰金20万円及び罰金30万円の略式命令を受け, 令和元年12月19日にその刑が確定した。</p> <p>このことが, 建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			